

第87回定時株主総会招集ご通知に際して のインターネット開示事項

- I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」
- II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」
- III 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」
- IV 連結計算書類の「連結注記表」
- V 計算書類の「株主資本等変動計算書」
- VI 計算書類の「個別注記表」

株式会社 **立花エレクトック**

本内容は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tachibana.co.jp/>) に掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

I 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」

業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に則して業務を適正に遂行される体制を整備するためCSR推進担当の執行役員を任命するとともに、担当する組織として管理本部にコンプライアンス室を設置する。同室はコンプライアンスの観点から業務が適正に遂行されるよう、経営の確実な実践を監督・支援する。
- (2) コンプライアンス室は、コンプライアンス規程に従い、当社企業グループの全使用人に対して社内通報制度のさらなる周知徹底を図る。
- (3) コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、コンプライアンス室長がCSR推進担当役員に報告し、同役員は速やかに社長及び監査役に報告する。また、コンプライアンス室が関係者と協議の上、迅速かつ的確な対応にあたる。
- (4) 反社会的勢力排除に向けた体制を整備し、反社会的勢力からの不当な要求には断固として拒否をする。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報の取扱いは、文書管理規程に基づきその重要性に応じて適切かつ確実な状態で保存及び管理の運用を実施し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについて同規程に従ったリスク管理体制を構築する。推進にあたっては、CSR推進担当役員が管轄するコンプライアンス室と品質・安全・環境管理室がリスク管理体制を構築及び維持する。
- (2) 管理本部内に取引先の信用管理を担当する会計審査部、安全保障輸出管理関連業務の適正な遂行を管理する品質・安全・環境管理室を設置する。
- (3) 不測の事態が生じた場合には、CSR推進担当役員は社長を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限にとどめる体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は定例の取締役会を毎月1回定時に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会規則により定められている決議事項を取締役に付議することを遵守する。また、執行役員で構成する経営執行会議については、毎月1回開催し、取締役会より委嘱された業務執行に関わる事項の審議決定を行い取締役会に報告しその承認を得るものとする。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

- (3) 当社は子会社の自主独立運営を基本理念とし、経営の適正性、効率性を確保するため、関係会社管理規程により子会社の取締役が当社に対して報告・承認を取るべき事項を定めるとともに、定期的に業務の状況報告を実施する体制を整備するものとする。
- (4) 財務報告に係る内部統制の適正性と信頼性を確保するための体制を整備し、定期的に評価するなど有効性、効率性を高めるものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 企業集団における業務の適正を確保するため、第一に法令遵守を徹底し、子会社の自主独立運営を基本理念としつつ、関係会社管理規程及びその細則「親会社に対する報告・承認事項に関する細則」を定め、子会社の業務執行にかかる重要事項の決定に関しては当社の事前承認または報告を求める体制を整備する。
- (2) 当社企業グループにおける業務の適正を確保するため、当社の諸規程に準じて、グループ各社は必要な諸規程を定めるものとする。
- (3) 社長に直属する組織として、内部業務を監査する監査室を設置し、当社企業グループ内の業務監査を実施する。監査の結果は社長、監査役並びに管理部門担当役員に報告する。
- (4) 子会社において財務報告等に重要な影響を与える事象が発生した場合、当社の経理部門に対し、速やかに「重要事項報告書」の提出を義務づけるものとする。また、四半期毎に重要事項発生の有無を報告する「重要事項チェックリスト」の提出を求めるものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当社の使用人から監査役補助者を任命することとする。
- (2) 監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の事前同意を得た上で決定する。なお、監査役補助業務を行う場合は、監査役の指揮命令のみに従うものとし、取締役からの指揮命令を受けないものとする。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、法令または定款に違反する行為が行われ又は行われようとしていることを発見したときは、直ちに監査役に報告するものとする。また、監査役は必要に応じて取締役及び使用人に報告を求めることが出来る。
- (2) 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりとする。
 - ① 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ② 当社の子会社等の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ③ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ④ 業績及び業績見込の発表内容、重要開示書類の内容
 - ⑤ 社内通報制度の運用及び通報の内容
 - ⑥ 社内稟議書及び監査役から要求された会議議事録の回付の義務付け

- (3) 監査役に報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、代表取締役社長、その他の取締役、会計監査人、顧問弁護士などと定期的に情報交換に努め、連携して当社及び企業集団内の監査の実効性を確保するものとする。
- (2) 監査役は、その職務の執行に必要と認めるときは、弁護士、公認会計士等の外部の専門家等を利用することができ、当該職務の執行について生ずる費用は当社が負担する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

1. コンプライアンスに対する取組み

当社は、当社及び当社子会社の従業員を対象に、当社顧問弁護士によるコンプライアンス研修を実施するとともに、新入社員・中途採用者・新任管理職などにも毎年、コンプライアンス研修を実施し、法令及び定款を遵守するための取組みを実施しております。なお、当期における内部通報の実績はありません。

2. 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保に対する取組み

取締役会は、社外取締役2名を含む取締役5名で構成され、社外監査役2名を含む監査役3名も出席しております。当事業年度においては13回開催し、各議案について審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされております。従って、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

また、情報の保存及び管理に対する取組みにつきましても、会社法及び金融商品取引法並びに社内文書管理規程に基づき法定書類を所定の場所に備置し、閲覧可能としております。

3. 監査役の職務執行について

社外監査役を含む監査役は取締役会への出席を通じ、また、常勤監査役は経営執行会議及びその他の重要会議への出席を通じて内部統制の整備、運用状況を確認されております。かつ、会計監査人及び内部監査室などの内部統制に係る組織と適宜情報交換を行っており、連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

II 事業報告の「会社の支配に関する基本方針」

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上に資する者が望ましいと考えております。

しかしながら、当社の支配権の移転を伴う買付提案の中には、株主の皆様が買付の条件等について検討することや当社取締役会が代替案を提案するために必要な時間や情報を提供しないものなど、株主共同の利益を毀損しかねないものも考えられます。

このような大規模買付者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと判断します。

将来当社が、このような濫用的な買付行為の対象となった場合、当社や株主の皆様の利益に資するものであるか否かを株主の皆様が合理的かつ適切に判断していただくためには、事前警告型買付防衛策として「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買付防衛策）」（以下、「**本プラン**」という。）を導入し、当社取締役会は大規模買付者との交渉に必要かつ十分な機会を確保することが重要であると考えております。

2. 企業価値の向上に向けた取り組み

(1) 事業戦略の取り組み

当社は、創立 100 周年を迎える 2021 年に向けてさらなる成長を期し、6 カ年の中長期経営計画を策定いたしました。名称は「C. C. J 2 2 0 0」——。「チェンジ（変革）」「チャレンジ（挑戦）」を継続することによって大きく「ジャンプアップ（飛躍）」し、連結売上高 2,200 億円を達成しようという思いを込めました。国内で築いた「技術商社」としての地位を中国・東南アジアを中心とする海外でも確立し、アジアの産業界を支える「確固たる基盤を持った電機・電子の一大技術商社」を目指してまいります。

(2) コーポレート・ガバナンスに向けた取り組み

当社は、コーポレート・ガバナンスが当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るための最重要課題と認識し、執行役員制度を導入し事業年度毎の経営責任の明確化を図るため、取締役と執行役員の任期を1年とするとともに、経営の効率性の向上と健全性、透明性を確保することで株主をはじめすべてのステークホルダーの皆様が利益に適う経営を実現するコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。

3. 本プランの概要

本プランは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、大規模買付者の議決権割合を 20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為に関する事前警告型の買付対応策です。

大規模買付者には、予め本プランに定められたルール（以下、「**大規模買付ルール**」という。）に従っていただくことといたします。

大規模買付ルールは、株主の皆様が合理的かつ適切にご判断をしていただくための情報を提供するため、大規模買付行為が実行される前に、当社取締役会が、大規模買付行為の評価・検討を行う上で必要かつ十分な情報（以下、「**大規模買付情報**」という。）の提供を大規模買付者に求め、当社取締役会による一定の

評価期間が経過した後に、大規模買付行為を開始することを認める、というものです。

なお、当社取締役会は、本プランを適正に運用するとともに恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会を設置し、同委員会の勧告を最大限尊重した上で、新株予約権無償割り当ての発行等その時点で最も適した対抗措置を発動するか否かについて、決議するものとします。

従って、本プランは、株主共同の利益を損なうものではないとともに、役員地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

4. 本プランの合理性

(1) 買収防衛策に関する指針の要件の充足

本プランは、経済産業省及び法務省により策定・公表された「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針」及び経済産業省の企業価値研究会により策定・公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所の有価証券上場規程第440条に定める買収防衛策の導入に係る尊重事項を踏まえ、これらの指針等を充足する設計としております。

(2) 株主総会決議による導入と有効期間等を定めたサンセット条項の設定

本プランは、株主の皆様意思を尊重するために、株主総会のご承認を経て導入されるものであり、本プランの決定機関を明確にするために、当社定款に本プランに導入等の決定機関を定めております。

本プランの有効期間につきましても、平成25年6月27日開催の当社第84回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた時から、承認後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までと定めております。

なお、本プランが有効期間中であっても当社取締役会もしくは当社株主総会の決議によって、本プランを廃止できるものとしております。

(3) 特別委員会の意見の最大限の尊重

当社取締役会は、大規模買付者が提出した大規模買付情報が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるものであるか否かの判断について、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会から独立した特別委員会の意見を最大限尊重いたします。

(4) 対抗措置の発動における株主意思の反映機会の確保

大規模買付行為に対する対抗措置の発動は、原則として取締役会の決議により決定いたしますが、株主の皆様意思を尊重するために、株主確認総会のご承認を経て対抗措置の発動または発動しないことを決定することもできるものとし、当社定款に対抗措置の発動に関する決定機関を定めております。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、取締役会によりいつでも廃止または変更することができるものとされておりますので、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としているため、本対応方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

Ⅲ 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,874	5,971	36,617	△ 4	48,458
当期変動額					
剰余金の配当			△ 572		△ 572
親会社株主に帰属する 当期純利益			3,715		3,715
自己株式の取得				△ 531	△ 531
自己株式の処分		0		0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	3,142	△ 531	2,611
当期末残高	5,874	5,971	39,759	△ 535	51,069

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係 る調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	4,073	0	711	278	5,063	1,439	54,961
当期変動額							
剰余金の配当							△ 572
親会社株主に帰属する 当期純利益							3,715
自己株式の取得							△ 531
自己株式の処分							0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	△ 813	△ 1	△ 65	△ 66	△ 946	59	△ 886
当期変動額合計	△ 813	△ 1	△ 65	△ 66	△ 946	59	1,724
当期末残高	3,259	△ 0	645	211	4,116	1,499	56,685

IV 連結計算書類の「連結注記表」

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 14社

連結子会社の名称

研電工業(株)	タチバナセールス(シンガポール)社
(株)立花宏和システムサービス	タチバナセールス(香港)社
(株)テクノネット	台湾立花股份有限公司
(株)大電社	立花機電貿易(上海)有限公司
(株)立花デバイスコンポーネント	タチバナセールス(韓国)社
(株)高木商会	タチバナセールス(バンコク)社
立花オーバーシーズホールディングス社	タチバナセールス(インドネシア)社

(注)1 タチバナセールス(シンガポール)社・タチバナセールス(香港)社・台湾立花股份有限公司・タチバナセールス(韓国)社・タチバナセールス(バンコク)社及びタチバナセールス(インドネシア)社は、立花オーバーシーズホールディングス社の100%出資子会社であります。

2 立花機電貿易(上海)有限公司は、タチバナセールス(香港)社の100%出資子会社であります。

3 従来、連結子会社であった(株)太洋商会は、平成27年4月1日をもって(株)大電社と合併いたしました。なお、存続会社は(株)大電社であります。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称

高木(香港)有限公司、高機国際貿易(上海)有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

高木(香港)有限公司、高機国際貿易(上海)有限公司

持分法を適用していない理由

持分法を適用していない非連結子会社または関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

主として総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切り下げの方法)によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産……………主として定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物(建物付属設備は除く)については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物及び構築物3年～50年・機械装置及び運搬具4年～12年・工具、器具及び備品2年～20年であります。

②無形固定資産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、主として実際支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①外貨建資産又は負債等の本邦通貨への換算方法

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産・負債及び収益・費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

②ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

③完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

④退職給付に係る負債の計上

従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より 10 年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

⑤消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

企業結合に関する会計基準等の適用

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第 21 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「企業結合会計基準」という。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第 22 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「連結会計基準」という。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第 7 号 平成 25 年 9 月 13 日。以下「事業分離等会計基準」という。）等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前連結会計年度については、連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第 58－2 項（4）、連結会計基準第 44－5 項（4）及び事業分離等会計基準第 57－4 項（4）に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結財務諸表に与える影響はありません。

（表示方法の変更）

連結損益計算書

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外費用」の「シンジケートローン手数料」は、営業外費用の総額の 100 分の 10 以下となっているため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	157 百万円
建物及び構築物	6 百万円
土地	96 百万円
計	<u>260 百万円</u>

(2) 担保に係る債務

支払手形及び買掛金	96 百万円
短期借入金	23 百万円
長期借入金	19 百万円
計	<u>139 百万円</u>

2. 有形固定資産の減価償却累計額 6,058 百万円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末の株式数
普通株式	21,687,702 株	4,337,540 株	一株	26,025,242 株

(注) 普通株式の発行済株式数の増加 4,337,540 株は、平成 27 年 4 月 1 日を効力発生日とした普通株式 1 株につき 1.2 株の株式分割によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成 27 年 5 月 25 日 取締役会	普通株式	260	12	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 6 月 10 日
平成 27 年 11 月 9 日 取締役会	普通株式	312	12	平成 27 年 9 月 30 日	平成 27 年 12 月 3 日
計		572			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成 28 年 5 月 27 日開催の取締役会において、次の議案を付議します。

①配当金の総額	357 百万円
② 1 株当たり配当額	14 円
③基準日	平成 28 年 3 月 31 日
④効力発生日	平成 28 年 6 月 13 日
⑤配当の原資	利益剰余金

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	2,159 円 10 銭
2. 1 株当たり当期純利益金額	143 円 12 銭

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社企業グループは、資金運用については、預金もしくは安全性の高い金融資産によっており、事業活動に必要な運転資金については主に銀行借入により調達しております。デリバティブは外貨建て取引に係る債権債務についての為替相場変動をヘッジする目的、及び借入金の金利変動リスクを回避する目的に利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、信用管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としています。

未収入金についてはその大半が主要仕入先に対する仕入割戻し金であり、その信用リスクは限定的なものと判断しております。

有価証券・投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式及び安全性の高い債券で構成されており、定期的に把握した時価が管理部門担当役員に報告されています。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが 1 年以内の支払期日です。

また、当社企業グループの営業取引には一部、外貨建てによるものがあり、それに伴う売掛金、買掛金は為替相場の変動リスクに晒されておりますが、適宜、デリバティブ取引(為替予約取引)をヘッジ手段として利用してそのリスクを低減させております。

借入金には短期借入金、長期借入金とも主に営業取引に係る資金調達であります。

デリバティブ取引の執行・管理については社内規程に従って行っており、また、信用リスクを軽減するため信用度の高い銀行に限って取引を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成 28 年 3 月 31 日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注 2）参照ください。）

（単位 百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,168	13,168	-
(2) 受取手形及び売掛金	51,163		
貸倒引当金 (*1)	△47		
	51,115	51,115	-
(3) 未収入金	1,658	1,658	-
(4) 有価証券及び投資有価証券			
其他有価証券	14,908	14,908	-
資産計	80,851	80,851	-
(1) 支払手形及び買掛金	32,119	32,119	-
(2) 短期借入金	1,617	1,617	-
(3) 長期借入金 (*2)	127	128	0
負債計	33,864	33,864	0
デリバティブ取引 (*3)	6	6	-

(*1) 受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金を控除しております。

(*2) 一年以内返済予定の長期借入金については、「長期借入金」に含めて表示しております。

(*3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、並びに (3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取扱証券会社からの時価情報によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、並びに (2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金

長期借入金の時価については、固定金利によるものは、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

為替予約の時価については、取引金融機関から提示された価格等によっております。

(注 2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額 59 百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

V 計算書類の「株主資本等変動計算書」

株主資本等変動計算書 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位 百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金				利益 剰余金 合計
						別途 積立金	繰越 利益 剰余金			
当期首残高	5,874	5,674	313	5,988	349	23,000	3,295	26,645	△4	38,504
当期変動額										
剰余金の配当							△572	△572		△572
当期純利益							3,001	3,001		3,001
別途積立金の積立						2,100	△2,100	-		-
自己株式の取得									△531	△531
自己株式の処分			0	0					0	0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)										
当期変動額合計	-	-	0	0	-	2,100	328	2,428	△531	1,897
当期末残高	5,874	5,674	313	5,988	349	25,100	3,624	29,074	△535	40,401

	評価・換算差額等			純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	3,754	0	3,754	42,258
当期変動額				
剰余金の配当				△572
当期純利益				3,001
別途積立金の積立				-
自己株式の取得				△531
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)	△625	△1	△627	△627
当期変動額合計	△625	△1	△627	1,270
当期末残高	3,128	△0	3,127	43,529

VI 計算書類の「個別注記表」

個 別 注 記 表

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物付属設備は除く）については、定額法によっております。なお、主な耐用年数は、建物3年～50年・構築物3年～50年・車輛及び運搬具4年～6年・工具、器具及び備品2年～20年であります。

(2) 無形固定資産……………定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金……………従業員に支給する賞与に充てるため、実際支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金……………従業員及び執行役員の退職給付に備えるため、従業員部分については、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。なお、数理計算上の差異及び過去勤務費用については、発生年度より10年で処理しております。執行役員部分については、当社内規に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

(4) 関係会社事業損失引当金……………関係会社の事業による損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して必要額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の処理

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めておりました「電子記録債権」（前事業年度 3,234 百万円）、および「流動負債」の「支払手形」に含めておりました「電子記録債務」（前事業年度 871 百万円）は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	4,923 百万円
2. 保証債務	
関係会社の仕入取引契約に係る債務の保証	93 百万円
関係会社の銀行借入金の保証	45 百万円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	2,763 百万円
関係会社に対する長期金銭債権	222 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	897 百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売 上 高	5,160 百万円
仕 入 高	2,255 百万円
営業取引以外の取引高	82 百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類および株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度 末の株式数
普通株式	4,347株	461,107株	100株	465,354株

(注) 普通株式の自己株式の数の増加は、平成 27 年 4 月 1 日を効力発生日とした普通株式 1 株につき 1.2 株の株式分割による 869 株、取締役会の決議に基づく自己株式の取得 457,100 株、および単元未満株式の買取り 3,138 株によるものであります。普通株式の自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増請求 100 株によるものであります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金	36 百万円
賞与引当金	297 百万円
未払事業税	69 百万円
退職給付引当金	216 百万円
役員退職慰労金	25 百万円
有価証券評価損	77 百万円
関係会社株式評価損	330 百万円
商品評価損	42 百万円
関係会社事業損失引当金	24 百万円
その他	77 百万円
繰延税金資産 小計	1,196 百万円
評価性引当額	△ 507 百万円
繰延税金資産 合計	688 百万円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	1,320 百万円
その他	0 百万円
繰延税金負債 合計	1,321 百万円
繰延税金資産の純額	△ 632 百万円

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 28 年法律第 15 号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成 28 年法律第 13 号)が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算(ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前事業年度の 32.2%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.8%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)が 38 百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が 32 百万円、その他有価証券評価差額金が 71 百万円それぞれ増加しております。

(関連当事者情報)

子会社

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	株式会社立花デバイスコンポーネント	(所有) 直接 100	コンポーネント品等を当社へ販売 資金の援助	資金の貸付 利息の受取	717 5	短期貸付金 未収入金	1,000 0

(注) 1 株式会社立花デバイスコンポーネントに対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。

(注) 2 貸付金の取引金額については、貸付期間の平均残高を記載しております。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,703円02銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 115円63銭 |

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

確定給付型の制度として確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度を設けております。また、退職給付信託を設定しております。

当社の加入する厚生年金基金は総合設立方式であり、退職給付会計実務指針第33項に基づき例外処理を行っております。

・厚生年金基金制度に関する事項

(1) 制度全体の積立状況に関する事項 (平成27年3月31日現在)

年金資産の額	87,500百万円
年金財政計算上の数理債務の額	
<u>と最低責任準備金の額との合計額</u>	<u>90,581百万円</u>
差引額	△ 3,080百万円

(2) 制度全体に占める当社の掛金拠出割合

(自平成27年4月1日 至平成28年3月31日) 6.7%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、未償却過去勤務債務残高11,344百万円および繰越剰余金8,263百万円であります。

2. 退職給付債務等の内容

a. 退職給付債務	△	4,453 百万円
b. 年金資産		4,210 百万円
<hr/>		
c. 未積立退職給付債務 (a + b)	△	243 百万円
d. 未認識過去勤務費用		11 百万円
e. 未認識数理計算上の差異	△	316 百万円
<hr/>		
f. 貸借対照表計上額純額 (c + d + e)	△	548 百万円
<hr/>		
g. 退職給付引当金	△	548 百万円

3. 退職給付費用の内容

a. 勤務費用		232 百万円
b. 利息費用		43 百万円
c. 期待運用収益	△	41 百万円
d. 過去勤務費用の費用処理額	△	1 百万円
e. 数理計算上の差異の費用処理額		40 百万円
<hr/>		
小計		272 百万円
f. 厚生年金基金拠出金		168 百万円
g. 割増退職金等		1 百万円
<hr/>		
h. 退職給付費用 (a+b+c+d+e+f+g)		442 百万円

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

a. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
b. 割引率	1.0%
c. 長期期待運用収益率 (退職給付信託分を除く)	1.0%
d. 過去勤務費用の額の処理年数	発生年度より 10 年
e. 数理計算上の差異の処理年数	発生年度より 10 年